

人材紹介基本契約書

人材コンサルタント株式会社（以下「甲」）と〇〇〇（以下「乙」）とは、甲が提供する役務について、以下の通り合意し契約（以下「本契約」）を締結する。

第 1 条（委託）

1. 乙は甲に人材紹介及びコンサルティング業務を委託し、甲が乙の代理として、乙より明示された求人条件に該当する人材（以下「候補者」）を、乙に対して紹介する。
2. 乙は、候補者との連絡の一切を甲を通じて行うものとし、甲の許可なく直接の連絡をとらないものとする。但し、入社合意後に関してはこの限りではない。

第 2 条（通知）

乙は候補者の採用を決定した場合、採用通知書や雇用契約書等の書面を作成し、甲を通じて乙に各労働条件を伝えることとする。

第 3 条（人材紹介手数料）

1. 甲が乙に候補者を紹介した日から 1 年以内に乙が、同候補者と労働ないし役務の提供を受けることを目的とする一切の契約を締結した場合、乙は甲に対して人材紹介手数料を支払う。また、本契約の解除以前に甲から紹介を受けた候補者が採用された場合にも、紹介日から 1 年以内であれば甲に人材紹介手数料を支払うこととする。
2. 乙は、本業務に基づき甲から紹介された人材を採用した場合、採用者の初年度年収相当額の 35%にあたる額に消費税を加算した金額を支払うものとする。ここで言う年収相当額とは、年間基本給与（通勤手当を除く算定可能な諸手当）のほか、固定賞与額を合算した額をいう。
3. 甲乙双方は、文書による別段の合意によって、本契約にて定めた条件と異なる報酬及びその他の規定に関する定めをすることができるものとする。

第 4 条（請求）

候補者による書面への署名を通じて入社の手合が得られた時点で、甲は乙に対して前項の手数料に関する請求書を発行し送付する。乙は同請求書の指示に従い、発行日より 30 日以内に甲指定の銀行口座に振込んで同手数料を支払うものとする。支払いの際の振込手数料は乙の負担とする。

第5条（保証）

1. 候補者が入社の手続きをしたにもかかわらず実際に就業に至らなかった場合、乙は甲にその旨を書面により遅滞なく通知する。
2. 候補者が入社日から3ヶ月未満で退職した場合（但し、死亡、病気及び乙の責に基づく事由に起因する場合は除く）は、甲は代替の人材を無償で紹介するとし、もし雇用契約に至らなかった場合には、甲は乙に第3条規定の人材紹介手数料（消費税込）の50%の金額を返金するものとする。

第6条（個人情報の取扱い）

乙は、甲の紹介により知り得た候補者の個人情報及び秘密情報を、採用の目的以外のことで甲の許可なく第三者に開示又は漏えいしてはならず、個人情報保護に関する法律並びにその他関係法規を遵守して同情報を厳格に管理する。

第7条（免責）

乙は採用の判断にあたり最終的な適性の判断、候補者に関する情報の正確性確認、採用の意思決定などは、すべて乙の責任のもとに行われるものとし、甲の責任を問わないものとする。

第8条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。但し、期間満了1カ月前までに甲、乙いずれか一方から書面による別段の解約意思表示がない限り、本契約は更に1年間自動的に更新されるものとする。また、以後も同様とする。
2. 本契約の有効期間の満了・解除・解約による契約の終了・消滅に関わらず、契約期間中甲が乙に紹介した候補者に関しては、第3条及び第5条の各条項の効力は存続するものとする。
3. 本契約の有効期間の満了・解除・解約による契約の終了・消滅に関わらず、第6条、本条、第10条の各条項の効力は存続するものとする。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、契約に際し以下の各号いずれにも該当しないことを表明し、且つ、将来にわたっても該当しないことを保証する。
 - ① その代表者、役員、従業員又は実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、そ

- の他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に属すると認められること
- ② その代表者、役員、従業員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力に協力している又は利用していると認められること
 - ③ その代表者、役員、従業員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力に対して資金提供を行う又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ④ 相手方自ら又は第三者を利用して、自己又は自己の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞、その他これらに準ずる行為を行っていると認められること
2. 甲及び乙は、相手方が前各項に違反した場合、何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。
3. 前項による解除が発生した際、解除当事者による相手方当事者への損害賠償の請求を妨げない。また、解除当事者は、解除権を行使したことによる相手方当事者への損害に対して賠償する義務を負わない。

第 10 条（合意管轄）

- 1. 本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は東京地方裁判所の専属管轄に服するものとする。
- 2. 本契約に定めのない事柄が発生した場合には、甲、乙双方は誠意を持って協議し決定する。

本契約書は 2 通作成し、甲乙署名あるいは記名捺印の上、それぞれ 1 通を所持するものとする。

年 月 日

（甲）

（乙）